

荻田町窓口改革推進支援業務委託プロポーザル実施要領

1. 業務名

荻田町窓口改革推進支援業務委託（以下「本業務」という。）

2. 業務の目的

「荻田町窓口改革推進支援業務委託仕様書（以下「仕様書」という。）」のとおり

3. 履行期間

契約締結の日から令和9年7月31日まで

4. 業務内容

「仕様書」のとおり

5. 提案上限額（消費税及び地方消費税含む）

16,573,000円

6. プロポーザル方式採用の理由

本業務の実施にあたっては、複数の事業者から業務に関する知識や豊富な経験に基づく提案を受け、企画力及び信頼性を有する事業者を選定するため、プロポーザル方式を採用する。

7. 参加資格

提案事業者は、本実施要領の公告日において、次の全ての要件を満たしている者であること。

① 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。

② 荻田町指名競争入札参加者資格者名簿に登録されていること。

なお、登録されていない者については、以下ア～オの書類を提出することで入札参加資格者名簿に登録されたものとみなす。

ア 直近1年分の財務諸表（貸借対照表、損益計算書）

イ 登記事項証明書

※別紙にて、登記事項証明書に記載されている役員の氏名（読み仮名）、生年月日、性別を記載したものを添付すること【自由様式】。

ウ 税務署が発行する国税の滞納がないことの証明書（写し可）

エ 県税事務所が発行する県税の滞納がないことの証明書（写し可）

オ 市区町村が発行する市町村税に滞納がないことの証明書（写し可）

※ウ～オは3ヶ月以内に発行されたもの

- ③ 国や地方公共団体又はその他の公共団体で同種実施業務の実績があること。
- ④ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続きの開始申立てをしている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続きの開始申立てをしている者でないこと。
- ⑤ 会社法（平成17年法律第86号）第475条もしくは第644条の規定に基づく清算の開始または破産法（平成16年法律第75号）第18条もしくは第19条の規定に基づく破産手続開始の申立てがなされていないこと。
- ⑥ 荏田町暴力団排除条例（平成22年条例第10号）及び暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）に規定する暴力団員、暴力団員の統制下にある者、または密接な関係を有する者でないこと。
- ⑦ 本プロポーザルの参加意思表明書提出の時点において、国税及び地方税等を滞納している者でないこと。
- ⑧ 宗教活動や政治活動を主たる目的とする者でないこと。
- ⑨ 本業務を履行するにあたり、資格その他許可等が必要なものについて、当該資格等を有する者であること。

8. 実施スケジュール

① 公募開始	令和8年9月18日（金）
② 質問表受付期限	令和8年10月2日（金）17時（必着）
③ 質問表回答	令和8年10月7日（水）
④ 参加申込書提出期限（第1次審査）	令和8年10月13日（火）17時（必着）
⑤ 第1次審査結果通知	令和8年10月23日（金）
⑥ 企画提案書提出期限	令和8年11月4日（水）17時（必着）
⑦ プレゼンテーション審査（第2次審査）	令和8年11月13日（金）※予定
⑧ 第2次審査結果通知及び公表	令和8年11月20日（金）※予定

※ ⑦、⑧については、応募状況や選考経過等により変更となる場合がある。

9. 質問表の受付

- (1) 受付期間 令和8年9月18日（金）から令和8年10月2日（金）17時（必着）まで …②
- (2) 提出方法 仕様書等に関する質問表（様式第2号）により、電子メール又は持参
- (3) 回答 質問に対する回答は、競争上の地位その他正当な利害を害するおそれのあるものを除き、荏田町ホームページに令和8年10月7日（水）までに掲載する。

1 0. 参加申込書の提出

- (1) 提出期限 令和8年10月13日（火）17時（必着）…④
- (2) 提出方法 郵送又は持参
- (3) 提出書類
 - ・ 参加申込書（様式第1号）
 - ・ 参加資格回答書（様式第4号）
 - ・ 暴力団の排除に関する誓約書（様式第5号）
 - ・ 「7. 参加資格」の②ア～オ【荻田町の入札参加者名簿（令和7年5月1日から令和9年4月30日まで）に登録されている者についてはア～オの提出は不要】
- (4) 提出部数 1部
- (5) その他 参加申込書の提出後、プロポーザルの参加を辞退する場合には、辞退届（様式3）を提出すること。

1 1. 第1次審査及び結果通知

第1次審査は参加資格により審査する。審査結果は、各応募者に電子メールにて通知する。第2次審査対象者には、第2次審査の日時及び場所も併せて通知する。なお、第2次審査対象者とならなかった応募者は、通知日の翌日から起算して7日以内に書面にてその理由についての説明を求めることができるものとする。

1 2. 企画提案書等の提出

- (1) 提出期限 令和8年11月4日（水）17時（必着）…⑥
- (2) 提出方法 郵送又は持参
- (3) 提出物及び提出部数
 - ア 業務内容に関する企画提案書（任意様式）8部
 - イ 会社概要及び過去の類似事業の実績の提示（任意様式）8部
 - ウ 見積書（任意様式）1部
- (4) 企画提案書の内容
 - 企画提案書には、仕様書に記載している各内容を円滑かつ着実に遂行するために、仕様書に記載している目的、業務の内容を踏まえた提案を記載すること。企画提案書の必須記載項目は以下のとおりとする。
 - ア 業務遂行にかかる人員配置・責任者
 - イ 業務実施工程表
 - ウ 業務目的に合致した効果を期待できる実施内容

1 3. 第2次審査の評価基準・審査方法

本プロポーザルの第2次審査は、提出された企画提案書等及びプレゼンテーションに基づき、審査委員会において公平かつ客観的に審査を行い、提案内容の総評価点が6割以上かつ最も高い事業者を受託候補者として選定する。なお、総評価点が同点の場合、荻田町改革推進支援業務委託についての公募型プロポーザル評価方法（別紙1）（以下「評価方法」という。）における、評価項目（1. 内容・企画）が最も高いものを選定する。

(1) 評価基準について

評価方法のとおり

(2) プレゼンテーションの実施

ア 開催日時及び開催場所 令和8年11月13日（予定）、於：荻田町役場

※開催日時等は、後日調整の上、書類審査を通過した者に対して連絡する。

イ 提案者出席者数 3名以内

ウ プレゼンテーションに要する時間

30分（説明20分、質疑応答10分）程度とする。

エ 注意事項

- ・提案者は、提出した書類に基づきプレゼンテーションを行う。
- ・企画提案書以外の追加提案・追加資料の使用は認めない。
- ・プレゼンテーションに要するモニターは町が準備する。モニターはHDMIケーブルに対応しており、HDMI以外のケーブルが必要な場合は、提案事業者で用意すること。

(3) 失格要件

次に掲げる事項に該当する場合は、失格となることがある。

ア 「7. 参加資格」を満たさなくなった場合

イ 提出書類に虚偽又は重大な不備があった場合

ウ 契約の履行が困難と認められるに至った場合

エ 提案者が個別に審査委員と接触をもつなど、審査の公平性を害する行為があった場合

オ 見積額が委託上限額を超過している場合

カ その他審査で、本業務の遂行にふさわしくないと認められた場合

1 4．審査結果の通知及び公表

受託候補者の選定後、プレゼンテーション参加者全員に審査結果を通知する。また、受託候補者及び採点結果（事業者名を伏せたもの）を荻田町ホームページで公表する。

なお、審査結果及び審査内容についての質問及び異議申し立ては受け付けない。

1 5．契約事項

選定された受託候補者は、町と委託内容、経費等について再度調整を行い、協議が整った場合に委託契約を締結する。協議の結果、合意に至らなかった場合、若しくは最優秀提案者に本提案における失格事項または不正と認められる行為が判明した場合は、次順位以降の提

案者を繰り上げて、順次協議する。

(1) 契約事項に関する規則

苅田町契約規則に基づく。

(2) 契約保証金

契約相手方となった者は、契約金額の 100 分の 10 以上の額の契約保証金を納付しなければならない。ただし、苅田町契約規則（平成 31 年規則第 8 号）第 38 条第 1 項各号のいずれかに該当する場合においては、契約保証金の全部又は一部の納付を免除する。

1 6．添付書類

- (1) 苅田町窓口改革推進支援業務委託仕様書
- (2) 苅田町窓口改革推進支援業務委託についての公募型プロポーザル評価方法（別紙1）
- (3) 参加申込書（様式第1号）
- (4) 仕様書等に関する質問表（様式第2号）
- (5) 辞退届（様式第3号）
- (6) 参加資格回答書（様式第4号）
- (7) 暴力団の排除に関する誓約書（様式第5号）

1 7．その他

(1) 費用負担

本実施要項に基づく全ての手続きに関しては、提案者は自らの責任と費用負担によりこれを行う。

(2) 提案書について

ア 提案書に虚偽の記載をした場合には、提出された提案書を無効にするとともに、指名除外の措置を行うことがある。

イ 提出された提案書等は、返却しない。

ウ 提案書等は、本業務受託候補者の選考以外に提案書の提出者に無断で使用しないものとする。

ただし、苅田町情報公開条例に基づき公開する場合には使用することがある。

(3) 本業務の提案者が 1 社の場合でも、プロポーザルは実施する。

1 8．問い合わせ先及び提出先

〒800-0392

福岡県京都郡苅田町富久町 1 丁目 1 9 番地 1

苅田町役場 住民課

担当：吉本、金森

TEL：093-434-1833 FAX：093-436-3014

Email : jyuminka@town.kanda.lg.jp